昭和 48 年 10 月 6 日 第三種郵便物承認（毎月 1 回 1 日発行）

5月1日発行 2022 5 第558号

沖縄県労働基準協会だより



主な内容

●令和 3 年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催
●八重山支部通信（安全衛生部会を開催）
●協会からのお知らせ（総会、会費納入、地区安全管理推進大会）
●沖縄労働局から
①沖縄労働局人事異動(労働基準関係)
②着任のごあいさつ
③職場での熱中症対策を徹底しましょう
④育児･介護休業法改正ポイントのご案内
⑤「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です!!
⑥令和4年度雇用保険料率のご案内
⑦労働保険の申請は、カンタン･便利な電子申請で!!
⑧令和3年労働災害･死亡災害発生状況(3月速報値)
⑨令和4年労働災害発生状況(2月末現在)
●災害事例
●講習会のご案内（令和 4 年 6 月分）
●新規加入事業場のご紹介（令和 3 年 3 月 16 日～ 4 月 15 日）

世界平和　祈りの鯉のぼり

5月の爽やかな風を受けて空高く舞いあがる鯉のぼり、子等の未来の平穏と世界の恒久平和を願って。
（撮影地 摩文仁平和記念公園　撮影者・写真提供：与儀栄太郎氏）

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001　那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714
発行人／会長　古波津　昇
定　価／ 1 部 50 円
（会員の購読料は会費の中に含む）
ホームページ　https://www.okinawa-roukikyo.org/

沖縄労働局人事異動（労働基準関係）

令和4年4月1日付

新官職	氏名	旧官職
沖縄労働局		
◆ 総務部		
総務課		
総務課長	本村　英希	宮崎労働局 日南公共職業安定所所長
総務企画官	南　隆功	沖縄労働局　雇用環境･均等室 雇用環境改善･均等推進監理官
課長補佐	三上　裕央	沖縄労働局　労働基準部 労災補償課 地方労災補償監察官
労働保険徴収室		
室長補佐	新里　隆	沖縄労働局　労働基準部 労災補償課 労働者災害補償保険審査官
労働保険適用指導官	小池　嘉教	沖縄労働局　労働基準部 健康安全課 安全衛生係長
◆ 雇用環境・均等室		
室長	新納　広子	大分労働局 雇用環境・均等室長
室長補佐	徳永　景太	（独）労働者健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター 副所長
労働紛争調整官	瀬底　正亮	沖縄労働基準監督署 監督課長
◆ 労働基準部		
部長	嘉手納　尚	那覇労働基準監督署長
健康安全課		
主任地方産業安全専門官	上地　克昌	八重山労働基準監督署長
地方産業衛生専門官	大村　達治	沖縄労働局　雇用環境・均等室 労働紛争調整官
労災補償課		
労働者災害補償保険審査官	長嶺　進	沖縄労働局　雇用環境・均等室 室長補佐
地方労災補償監察官	伊佐　匡仁	那覇労働労働基準監督署 労災課長
地方労災医療監察官	喜友名 智美	沖縄労働基準監督署 労災課長

転　出

新官職	氏名	旧官職
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部安全課 中央産業安全専門官 研究休職(産業医科大学)	仁木　真司	沖縄労働局　労働基準部長
岡山労働局 労働基準部 監督課長	中屋敷　聡	沖縄労働局 労働基準部 監督課長

新官職	氏名	旧官職
那覇労働基準監督署		
署長	嘉数　剛	沖縄労働局 雇用環境・均等室長
副署長	渡辺　義幸	那覇労働基準監督署 第一方面主任監督官
第一方面主任監督官	吉田　崇志	沖縄労働局　総務部 総務課　人事係長
第二方面主任監督官	平良　美幸	那覇労働基準監督署 労災課 労働基準監督官
労災課長	綿島　朝美	那覇労働基準監督署 業務課長
業務課長	西銘　英人	沖縄労働基準監督署 労災課長
沖縄労働基準監督署		
監督課長	児玉　明紀	沖縄労働基準監督署 安全衛生課長
安全衛生課長	北村　隆和	名護労働基準監督署 監督・安衛課長
労災課長	大城　勇	沖縄労働局　総務部 労働保険徴収室 労働保険適用指導官
名護労働基準監督署		
監督・安衛課長	大城　悠葵	那覇労働労働基準監督署 第二方面主任監督官
労災課長	古川 貴和子	沖縄労働労働基準監督署 労災課　補償係長
宮古労働基準監督署		
監督課長	高橋　悠太	岩手労働局 宮古労働基準監督署 監督・安衛課長
八重山労働基準監督署		
署長	上原　周	那覇労働基準監督署 副署長
労災課長	宮城　聡	那覇労働基準監督署 労災課 労災保険給付調査官

出　向

新官職	氏名	旧官職
(独)労働者健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター副所長	玉那覇　勝	沖縄労働局　労働基準部 健康安全課 地方産業安全専門官

退　職

	氏名	旧官職
辞職(3月31日付)	宮國　浩	沖縄労働局　総務部 労働保険徴収室 室長補佐

着任のごあいさつ



沖縄労働局

労働基準部長

嘉手納　尚

一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働行政、とりわけ労働基準行政に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、4 月 1 日付けで沖縄労働局労働基準部長を拝命しました嘉手納と申します。

本協会だよりへの着任挨拶は、一昨年の沖縄署、昨年の那覇署に続き3年連続となり、異なる部署、立場でのご挨拶となります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、一昨年に発生した “新型コロナウイルス感染症” は残念ながら未だ収束に至っておりません。皆様におかれましては、感染症の収束の時期が見通せない状況が続いている中、感染防止措置を講じられながら、事業経営の継続のため、労務管理等様々な御苦労をされていることと存じます。

当局におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き最重点の課題として取り組んでおり、各種相談窓口の設置、各種助成金等の支援を行っているところです。是非ご利用、ご活用いただければと思います。

様々な行政課題がある中で、令和4年度における労働基準行政の重点施策として、

1．長時間労働の抑制、過重労働防止対策
2．法定労働条件の確保・履行対策
3．労働災害防止・健康確保対策
4．労災保険の迅速・公正な給付

などに取り組んでまいります。

この中でも特に、これまでの統計で最多を更新した労働災害の減少や 10 年連続全国ワースト1となった健診結果の有所見率の改善は喫緊の課題であると考えております。

これら施策を推進していくことにより、豊かで安心して働くことができる県民生活の実現を目指して、努力してまいる所存です。今後とも変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の益々の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



那覇労働基準監督署

署　長

嘉数　剛

若夏の候、一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで那覇労働基準監督署長を拝命いたしました嘉数と申します。3月までは雇用環境・均等室長として「働き方改革」推進の取りまとめをはじめとして「女性活躍推進」「総合的ハラスメント対策」「仕事と育児・介護の両立支援」など主に働く職場の環境改善をメインとした業務に取り組んできました。

現場勤務は6年振りとなりますが、労働者の安全と健康確保を第一とし、職場のより良い環境を確保することの使命は労働行政の主眼であり、やるべきことは何も変わらないと考えております。

最近は建設現場に女性の姿を見ることも多くなり、固定観念にとらわれない多様な働き方が少しずつ定着しはじめています。「女性活躍」を推進する企業からは「女性が働きやすいばかりではなく、男性も働きやすい環境となった」という相乗効果が見られるとお聞きします。少子高齢化による人材不足は目の前に迫っており、優秀な人材確保や多様な働き方の職場環境整備は企業の今後の発展にとって重要課題となります。

コロナ禍により世の中の価値観が変化している中、多くの若者は企業を選ぶポイントとして「働きやすい職場かどうか」を見ています。コンプライアンスはもちろんのこと、「休むことに理解はあるか」は大事な視点のひとつであります。今般、育児・介護休業法改正により男性の育児休業取得が促進されます。「この会社に入って良かった。復帰したら頑張ろう。」と思わせるような職場環境作りを皆様にはお願いしたいと思います。

その一方で県内の労働災害は増加傾向であり、憂慮すべき状況が続いております。本年度は第13次労働災害防止計画の最終年度に当たり、各種重点項目の達成に向けてより効果的な取り組み必要となっていきます。

「行ってきます」と出掛けた労働者が明るく「ただいま」と自宅へ戻ることができるよう、労働者の安全と健康確保に向けて署員一同尽力してまいりますので、皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げ着任のご挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

雇用環境・均等室長

新納　広子

一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日ごろから労働行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、４月1日付けで沖縄労働局雇用環境・均等室長を拝命いたしました新納と申します。よろしくお願いいたします。

さて、男性の育児休業促進等を目的に、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設など改正育児・介護休業法については、メディアなどで目にされることもあるかと存じます。今般の改正事項は4月1日から順次施行していますが、産後パパ育休や育児休業の分割取得は 10 月1日からの施行です。一定期間内での複数回の休業取得が可能になるなど雇用管理にも影響が生じることが想定されることから、当室に設置している特別相談窓口の利用勧奨とあわせて、昨年度に引き続き、関係機関と連携し周知を図ってまいります。

このほかにも、４月1日から、中小企業に対し職場におけるパワーハラスメント対策が措置義務となり、これにより全ての事業主は、職場におけるセクシュアルハラスメント等と同様、指針に定められた措置を講じなければならなくなりました。いわゆるカスターマーハラスメント、就活生等を対象にしたセクシュアルハラスメントへの取組とあわせて、「あかるい職場応援団」サイトに社内研修資料などを掲載していますので、是非、御活用ください。

加えて、女性の活躍推進関係では、４月1日から女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の義務付けが 101 人以上労働者を雇用している企業まで拡大し、子育てサポート企業認定には、「トライくるみん」が加わり「プラチナくるみん」「くるみん」とあわせ３種類の認定制度となりました。

また、中小企業等の皆様が働き方改革関連法や改正育児・介護休業法、ハラスメント対策などに取り組まれる際の支援として、労働局では、引き続き沖縄働き方改革推進支援センターを設置しております。無料で社労士等専門家を派遣し、個別企業の状況に応じた支援を実施しておりますので、是非お気軽に御利用ください。

なお、新型コロナウィルス感染症にかかる対策についても、小学校休業等対応助成金の支給や特別相談窓口などの施策を引き続き実施してまいります。

特に重点の施策を記載いたしましたが、最後に、貴協会並びに会員の皆様方の御発展と御健勝を祈念いたしまして着任の御挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局　総務部

総務課長

本村　英希

一般社団法人沖縄県労働基準協会の皆様には日頃から沖縄労働局の行政運営に対し、格別な御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、４月 1 日付けで、沖縄労働局総務部総務課長を拝命いたしました本村と申します。この３月までは、沖縄労働局より出向で２年間、宮崎労働局日南公共職業安定所で勤務をしておりました。出向前は、沖縄労働局雇用環境・均等室で監理官を務め、働き方改革の推進に力を注いでおり、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定、同一労働同一賃金などの働き方改革を促進するため説明会などを実施したり、労働法令の周知のための大学などで研修をも行っておりました。

今、全国的に新型コロナウィルス感染症の影響により求職者、求人者の数が大きく減少し、景気動向を測る指数の一つとなっている有効求人倍率は沖縄県でコロナ前は 1 倍を超える状況でありましたが、令和 4 年 2 月現在、0.86 倍となってコロナ前と比べ大きく後退しておりますが、少しずつコロナ前の状況に戻りつつあります。

このような厳しさのある状況の中で、労働条件の向上、労働者が安全で安心して働ける職場づくりを支援いただいている貴協会には改めて感謝申し上げるとともに労働行政に身を置く者としてより良い労働環境づくりに尽力したいと思っているところです。

最後に貴協会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を祈念申し上げ着任のご挨拶とさせていただきます。



八重山労働基準監督署長

署　長

上原　周

一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに八重山支部会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に多大なご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、４月１日付で八重山労働基準監督署長を拝命いたしました上原と申します。よろしくお願いいたします。

今回、八重山労働基準監督署に着任したことで、沖縄労働局内にある５か所全ての監督署で勤務することとなりました。沖縄県内全ての地域の産業構造や労働事情等をよく知る機会に恵まれ大変嬉しく思っております。

昨年は、全国的に春からアルファ株の置き換わりによる流行があり、夏にはデルタ株による流行が起こるなど、新たな変異株への対応を常に求められた一年となりました。八重山労働基準監督署においては、労働災害が多発した一年となりました。

今年は、本土復帰から 50 年を迎える節目の年であり、ウィズコロナからアフターコロナの新しい生活様式に適合し、労働災害のない「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成し豊かさを実感できる社会の実現を目指していきたいと思っております。

そのために、会員の皆様に２点お願いをしたいと思います。

１点目は、昨年度と同様、感染状況を広く共有し、不織布マスクの正しい着用、手指衛生、換気などの徹底を継続するだけでなく、従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には休暇を取得できる環境整備に努めるようお願いします。

２点目は、管内の休業４日以上の労働災害が 82 件（うち２件死亡災害）と対前年より 22 件増加しております。また、死亡災害２件とも熱中症による労働災害でした。労働安全衛生法等の法令遵守に努めることはもとよりではありますが、特に、重篤災害に繋がる墜落・転落災害並びに熱中症を中心とした災害発生防止対策の徹底をお願いします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を記念申し上げて着任のご挨拶とさせていただきます。

～令和3年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催～



沖縄県労働基準協会の事業部は、去る３月２５日N.B.C.沖縄（沖縄市胡屋）において令和３年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催しました。

会議では、玉城事業課長より令和３年度講習実施状況の報告と令和４年度の講習実施計画の説明が行われ、令和３年度の講習においては、コロナウイルス感染症の感染拡大により令和２年度に受講できなかった方や特化則の法改正により特定化学物質作業主任者技能講習の受講希望者が多数となり、コロナ対策として受講定員を減らしていたが臨時講習を57回開催して対応したことから、受講者数は昨年度比で1,255名の増加となった旨の報告を行った。また、令和４年度の講習会については、既に予約が定員に達した講習も多数あることから、臨時講習の開催を検討しているので、講師のご協力をお願いしました。

佐和田専務からは、沖縄労働局の資料をもとに県内の災害発生状況及び第13次労働災害防止計画の進捗状況等についての説明が行われ、労働災害は近年増加傾向であり、令和3年も令和2年に続き過去最多を更新する見込みである旨や、高年齢労働者の労働災害も増加しており50歳以上では全体の約半数を占めている等の説明がありました。また、講習は、災害防止を目的としたものであることに留意していただくとともに、引き続き受講者が理解し易い講習に努めていただきたい旨の話しがありました。

意見交換では、新しいDVD教材の導入要望や懸念事項の情報共有等積極的な意見が交わされました。

八重山支部通信

八重山支部安衛部会研修会を開催しました



八重山支部は、去る3月23日、令和3年度第１回八重山支部安全衛生部会研修会を（株）紫電舎２階会議室にて開催しました。

新城安全衛生部長の挨拶で開会し、宮良支部長、上地八重山労働基準監督署、佐和田専務理事から挨拶をいただきました。

研修として上地署長からは、「第13次労働災害防止計画の達成状況」と「令和３年の八重山署管内における災害発生状況」についてのご説明がありました。令和3年の八重山署管内の災害件数は2月速報値で79件、死亡災害も2件発生しており、令和2年より大幅な増加となった。型別では転倒災害が18件と最も多く、転倒危険のチェックや安全サイトを活用した災害防止対策が必要であること。死亡災害は2件とも熱中症によるものであり緊急対策を実施した、2件の共通点や熱中症予防対策のポータルサイトの活用等について説明がありました。また、墜落制止用器具の構造規格の猶予期間は1月1日までとなっており、規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収についての説明もありました。

田村監督官からは、石綿障害予防規則の改正のポイントについての説明があり、建築物等の解体、改修作業は全て事前調査が必要で、一定規模以上については労基署に調査結果の届出も必要であり、令和5年10月からは資格者による調査となること、含有石綿がレベル1か2の場合は労基署への計画届出が必要であり、また、建材に応じて適切に施工する必要がある旨の説明がありました。

協会からのお知らせ

令和4年度 通常総会

日　時：令和4年6月14日（火）16：00～
会　場：沖縄ハーバービューホテル（那覇市）

令和4年度 会費納入について

令和4年度の会費納入依頼文をご送付させていただいております。
出費多端な折、誠に申し訳ございませんが、**令和4年7月29日までに**ご納付いただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

職場での熱中症対策を徹底しましょう！
～ 令和4年も熱中症クールワークキャンペーンを展開！！～

沖縄労働局は、全国に合わせて職場における熱中症予防対策「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を令和4年５月１日から同年９月30日までの間、一斉に展開していきます。

1　沖縄県内における熱中症による労働災害の発生状況等

(1)　令和3年の発生状況（令和4年3月9日時点速報値）

令和３年は、４年ぶりに死亡災害が２人発生しており、休業４日以上の被災者も14人と前年より増加（＋２人）した。

令和３年に熱中症による死亡災害も含めた16人の発生状況をみると、業種では、建設業が最多の９人（うち２人は死亡）となっており、全体の６割以上を占めた。

(2)　県内における過去10年間（平成24年から令和3年）の熱中症による休業４日以上の労働災害から見える特徴については以下のとおり。

① 建設業が全体の３割以上を占めていること。
② 40代が多いこと。
③ 発生時期は、６月、７月、８月の３か月間で全体の８割以上を占めていること。

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況

（令和3年、休業4日以上）　（令和4年3月9日時点速報値）

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	被災程度	災害発生状況
1	八重山	令和3年3月初旬	畜産業	40代	女	12ヶ月	牛舎内で牛を洗っている最中に熱中症の症状を発症し、腕の痛みとしびれが出現し立っていられなくなった。
2	沖縄(中部)	令和3年4月初旬	警備業	20代	男	7日	14時ごろ、当人が具合が悪そうにしていたことから、同僚が病院へ搬送し、点滴治療の後、自宅療養となった。
3	八重山	令和3年5月中旬	建設業	10代	男	死亡	現場で型枠工事の補助作業として片づけ作業をしていたところ、気分が悪そうにしていたので休憩をさせていたが、急に倒れた。
4	沖縄(中部)	令和3年5月中旬	運送業	20代	男	7日	14時ごろから30度を超える気温の構内で、汗をかきながらの荷積み中、手足のしびれなどの体の異変を感じ、救急搬送された。
5	沖縄(中部)	令和2年6月中旬	ゴルフ場	60代	女	7日	14時ごろ、ティーグランド上で吐き気とめまいがして倒れこみ、救急車で搬送された。
6	那覇(南部)	令和3年6月初旬	建設業	50代	男	17日	屋外で梁背筋作業中に手先のしびれがあり、会話の受け答えもあやふやなところがあったため、救急車で病院に搬送した。
7	宮古	令和3年6月中旬	建設業	50代	男	18日	車道の給水管敷設工事において、給水管を敷設し、保護砂で埋め戻して作業が完了した後、道路面に登ろうとしたところ、座り込んだ。
8	沖縄(中部)	令和3年7月初旬	その他	50代	男	4日	業務委託先の現場において、スコップやほうきを用いて汚泥の搬出作業に従事していたところ、倦怠感を感じ、手足や腰の痙攣、過呼吸のような症状がでた。
9	那覇(南部)	令和3年7月初旬	建設業	30代	男	18日	8時30分から型枠解体作業に入るが、9時30分頃、気分が悪くなり、1時間程度休憩した回復しなかったため、救急車で病院に搬送した。
10	八重山	令和3年7月初旬	建設業	60代	男	死亡	地下耐圧盤コンクリート打設に伴うコンクリート止め枠撤去作業中、昼の休憩に入るため休憩所に戻ってきたところ、直後に痙攣を起こしたため救急搬送した。
11	名護(北部)	令和3年7月中旬	建設業	60代	男	7日	17時頃、1階の型枠解体作業に従事していたところ、体調不良を訴えたことから病院へ搬送した。
12	那覇(南部)	令和3年7月下旬	建設業	50代	男	4日	躯体コンクリート打設作業を9時から13時30分まで行った後帰社したが、具合が悪くなったため病院へ搬送した。
13	那覇(南部)	令和3年8月初旬	機械修理業	40代	男	7日	燃料タンクや作業油タンクのフィルター交換等の通常の整備作業を行っていたが、夕方頃より倦怠感を覚えたことから病院を受診した。
14	那覇(南部)	令和3年8月中旬	建設業	60代	男	1ヶ月	草木の伐採中に体調不良を訴えたため、その日は昼で作業を終了した。後日になっても体調が優れなかったため病院を受診した。
15	名護(北部)	令和３年8月下旬	清掃業	50代	男	4日	公園の草刈り作業中、15時頃に気分が悪くなり、腹部が痙攣し始めたため病院を受診した。
16	沖縄(中部)	令和3年9月初旬	建設業	40代	男	6ヶ月	工場内で足場組立作業中、熱中症で倒れている被災者を発見し救急搬送した。

※　労働者死傷病報告により作成したもの。

（平成24年以降、休業4日以上）

令和３年は令和４年３月９日時点速報値

※図1～4の何れも労働者死傷病報告により集計したもの。

図1 熱中症による労働災害発生状況の推移（平成24年～令和3年）

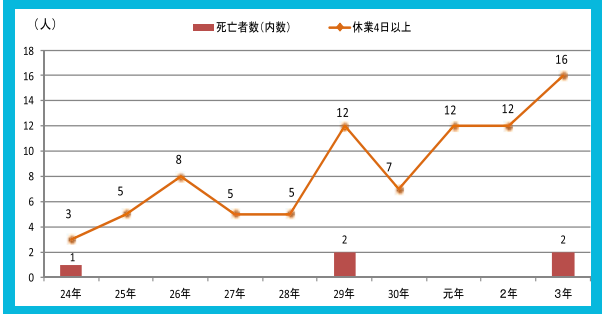


図2　月別発生状況（平成24年～令和3年）

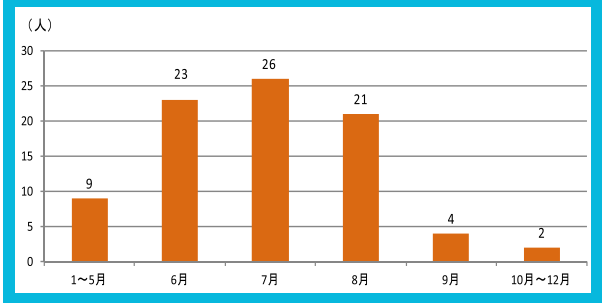


図3 時間帯別発生状況(平成24年～令和3年)

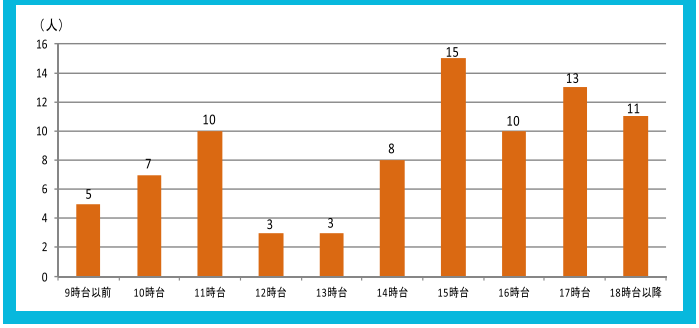
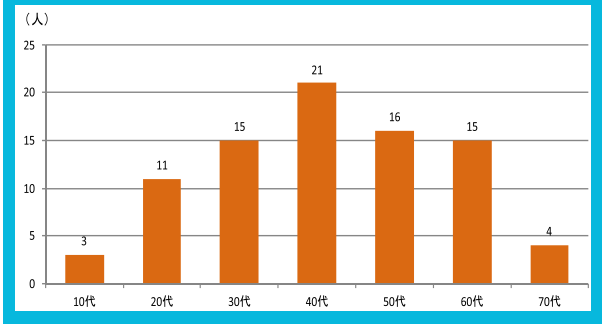


図4　年齢別発生状況(平成24年～令和3年)



2　事業者団体及び各事業者への呼び掛け等

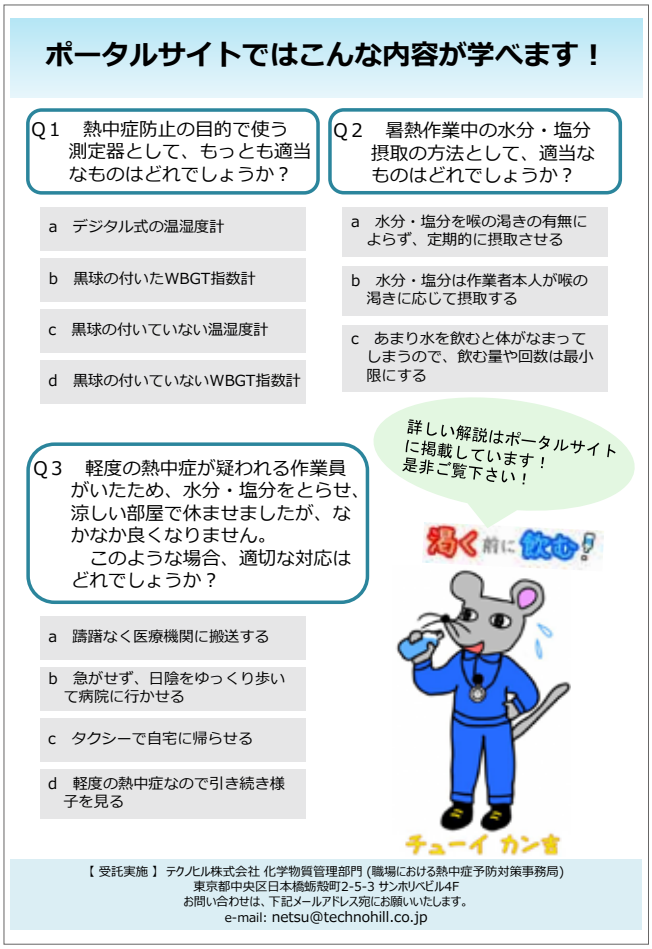
(1)　令和４年も４月を準備月間として、５月から９月までの期間で「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開します。４月の準備期間中に「WBGT値（※）の把握の準備」などに取り組んでいただくため、３月８日に、沖縄労働局では、関係団体に対し、キャンペーンの周知と確実な取組みを呼びかけました。

※ WBGT値とは
　気温、湿度、輻射熱から算出される暑さ指数で、熱中症予防のために運動や作業の強度に応じた基準値が定められており、基準値を超えると熱中症を発症する可能性が高くなる。

(2)　沖縄労働局では、引き続き、建設業や運送業、警備業などの屋外型産業を中心に熱中症対策の徹底について、業種団体等を通じて呼びかけるとともに、各事業場に対しても説明会や個別指導等を実施していく予定。

＜呼び掛ける主な内容＞
① 暑さ指数(WBGT値)を低減すること
② 熱への順化期間（暑さに体を慣らすための期間）を設けること
③ 休憩場所を設置し、水分・塩分の補給を容易に行えるよう飲料水等を備え付けること
④ 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒は熱中症になるリスクを高めること





◆詳細については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。
なお、担当部署は、沖縄労働局　労働基準部　健康安全課です。
電話番号　098-868-4402

（参考：関連情報）
職場における熱中症予防/厚生労働省
　職場で取り組んでいただきたい事項や熱中症に関する労働衛生教育等について掲載されています。
　令和4年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します
　https://www.mhlw.go.jp/sAtf/newpage_24043.html

ポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」



事業主の皆さまへ（1～4は全企業が対象）

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内
令和４年４月１日から３段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度、P2参照）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和４年４月１日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休（P2参照）の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得**事例の収集・提供**
④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休**制度と育児休業取得促進に関する方針の周知**

● 妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。
※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①育児休業・産後パパ育休に関する制度 ②育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③育児休業給付に関すること ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い
個別周知・意向確認の方法	①面談　②書面交付　③FAX　④電子メール等　のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和４年10月１日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現 行

（育児休業の場合）
(1) 引き続き雇用された期間が１年以上
(2) １歳６か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和４年４月１日～

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い
（引き続き雇用された期間が１年未満の労働者は労使協定の締結により除外可）
※育児休業給付についても同様に緩和

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和４年10月１日施行

3 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休（R4.10.1 ～） 育休とは別に取得可能	育児休業制度 （R4.10.1 ～）	育児休業制度 （現行）
対象期間 取得可能日数	**子の出生後８週間以内に** **４週間まで**取得可能	原則子が１歳 （最長２歳）まで	原則子が１歳 （最長２歳）まで
申出期限	原則**休業の２週間前**まで※1	原則１か月前まで	原則１か月前まで
分割取得	分割して**２回**取得可能 （初めにまとめて申し出ることが必要）	分割して**２回**取得可能 （取得の際にそれぞれ申出）	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、**労働者が合意した範囲**※2**で休業中に就業することが可能**	原則就業不可	原則就業不可
１歳以降の延長		**育休開始日を柔軟化**	育休開始日は１歳、 １歳半の時点に限定
１歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り**再取得可能**※3	再取得不可

※１　雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で定めている場合は、１か月前までとすることができます。

※２　具体的な手続きの流れは以下①～④のとおりです。
①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示（候補日等がない場合はその旨）
③労働者が同意
④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。
- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例）所定労働時間が１日８時間、１週間の所定労働日が５日の労働者が、
休業２週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒就業日数上限５日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は８時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	……	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休		休	6時間
休				休		4時間			休

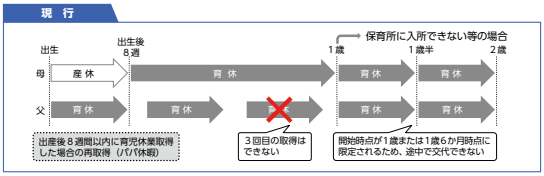
産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。
注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

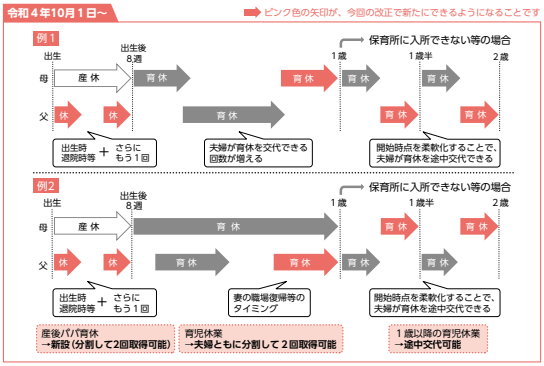
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000838696.pdf

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）

現 行



令和４年10月１日～　➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



※３　１歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児休業を取得できます。

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。
また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

●ハラスメントの典型例

・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得を諦めざるを得なかった。
・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」と言われ苦痛に感じた。

令和５年４月１日施行

5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況**を年１回**公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。取得率の算定期間は、公表を行う日の属する事業年度（会計年度）の直前の事業年度です。インターネット等、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。自社のホームページ等のほか、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内
イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。
①**男性の育児休業取得促進セミナー**　https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/

■両立支援について専門家に相談したい方へ
【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】
制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。
②**中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業**　https://ikuji-kaigo.com/
※令和４年度は「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」となる予定。

■就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材
厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジするなどしてご活用いただけます。
③**社内研修用資料、動画**
https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/
④**就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html

■両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）
両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行えます。
育児休業取得率の公表も行えるように改修する予定です（令和３年度末予定）。
⑤**両立支援のひろば**　https://ryouritsu.mhlw.go.jp/

育児・介護休業法の改正に関するお問い合わせは、沖縄労働局雇用環境・均等室 へ

〒900-0006　那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎１号館3階

TEL (098)868-4380　FAX(098)869-7914

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！

～重点事項～

Point 1 アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point 2 勤務シフトの設定を適切にしましょう！

Point 3 アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります!

Point 4 アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point 5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
はい！　ろうどう
0120-811-610
月～金：午後５時～午後10時
土・日・祝日：午前９時～午後９時
※事業主の方からのご相談も受け付けております



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター　「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和４年度雇用保険料率のご案内

◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和４年３月30日に国会で成立しました。
令和４年４月１日から令和５年３月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- **令和４年４月から、事業主負担の保険料率が変更になります。**
- **令和４年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。**
- **年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。**

＜令和4年度の雇用保険料率＞
（赤字は変更部分）

○令和４年４月１日　～　令和４年９月３０日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
（３年度）	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
（３年度）	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
（３年度）	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

（枠内の下段は令和３年度の雇用保険料率）

○令和４年１０月１日　～　令和５年３月３１日

事業の種類＼負担者	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①＋②雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク　LL040330保01

労働保険の申請は、「e-Gov（イーガブ）」にアクセス！

カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

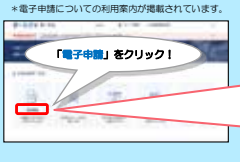
大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズＩＤやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ＩＣカードリーダライタは別途必要です。）

電子申請の事前準備をはじめましょう！

まずは、e-Govウェブサイトへアクセス！
https://www.e-gov.go.jp/
＊電子申請についての利用案内が掲載されています。





厚生労働省　（裏面へ）　R3.3

下の４つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します（GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。）

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式
- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式
法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。

電子証明書のご案内
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです※。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
GビズIDアカウント	１つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。GビズIDアカウントからログインする場合には**電子証明書の用意は不要**となります。	

※e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。

e-Govアカウントの登録
https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

ポップアップブロックの解除
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します(Internet Explorer11の場合のみ)。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

信頼済みサイトへの登録
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/trustsite.html

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版での手順
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows

macOS版での手順
https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac

準備ができたら「マイページ」から申請ができます！

令和 3 年業種別署別労働災害発生状況（累計【3月速報値】）

沖縄労働局

業種＼年・署別・局計等	令和3年(12月末累計)（令和4年3月集計）						令和2年（12月末累計）（令和3年3月集計）						局計令和2年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	(2) 107	63	10	13	6	(2) 199	85	66	11	3	4	169	30	17.8
食料品製造業	66	36	8	11	2	123	56	42	6	2	4	110	13	11.8
鉱業					1	1						0	1	-
建設業	(1) 85	(1) 71	27	(1) 8	(2) 9	(5) 200	(4) 98	(2) 41	(1) 25	9	3	(7) 176	24	13.6
土木工事業	(1) 14	9	6	(1) 2		(2) 31	(1) 14	9	(1) 5	1	1	(2) 30	1	3.3
建築工事業	61	56	14	3	(2) 7	(2) 141	(3) 84	(2) 32	14	7	1	(5) 138	3	2.2
交通運輸事業	13	5		1	2	21	18	3	1		1	23	▽ 2	▽ 8.7
陸上貨物運送事業	70	17	1	2	3	93	75	16	1	1	3	96	▽ 3	▽ 3.1
港湾荷役業	6		(1) 1		2	(1) 9	3					3	6	200.0
林業						0			2			2	▽ 2	▽ 100.0
農業、畜産・水産業	3	5	3	1	4	16	7	6	3	1	6	23	▽ 7	▽ 30.4
第三次産業（運輸を除く）	(2) 443	(1) 377	115	44	54	(3) 1,033	(1) 432	(1) 248	57	34	30	(2) 801	232	29.0
商業	129	78	14	5	11	237	122	(1) 49	8	7	8	(1) 194	43	22.2
小売業	70	62	13	4	9	158	69	36	5	5	5	120	38	31.7
接客娯楽業	39	59	23	9	20	150	(1) 58	31	20	9	9	(1) 127	23	18.1
旅館・ホテル	15	22	11	3	13	64	13	16	11	4	5	49	15	30.6
飲食店	22	27	7	3	6	65	(1) 32	13	3	3	3	(1) 54	11	20.4
保健衛生業	(1) 162	153	57	24	16	(1) 412	143	92	17	9	9	270	142	52.6
社会福祉施設	(1) 94	94	45	24	14	(1) 271	97	62	12	8	9	188	83	44.1
ビルメンテナンス業	30	12	10	1	2	55	36	15	2	5	1	59	▽ 4	▽ 6.8
その他の産業	(1) 83	(1) 75	11	5	5	(2) 179	73	61	10	4	3	151	28	18.5
全産業	(5) 727	(2) 538	(1) 157	(1) 69	(2) 81	(11) 1,572	(5) 718	(3) 380	(1) 100	(0) 48	(0) 47	(9) 1,293	279	21.6

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ビルメン除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和 3 年 死亡災害発生状況（累計 [3月速報値]）

（令和 4 年 3 月 4 日現在）沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	クレーン	その他の金属製品製造業	2月下旬	60歳台以上	50～99	天井クレーンの整備及び点検作業において、地上約7mの高さのガーダからコンクリート床に墜落したもの。
2	那覇	墜落・転落	トラック	その他の廃棄物処理業	2月中旬	50歳台	100～299	ごみ収集車の後方右側ステップに乗車していたところ、右折した際にバランスを崩し転落したもの。
3	宮古	激突され	建設用機械等(掘削用機械)	その他の土木工事業	4月中旬	60歳台以上	1～9	擁壁の石積作業において、被災者が擁壁頂端部より作業箇所の確認作業を行っていたところ、旋回したドラグショベルの後端部に接触し、擁壁から転落したもの。
4	八重山	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	5月中旬	10歳台	10～29	建物の基礎型枠解体作業中に体調を崩し、休憩後に救急搬送され、熱中症と診断された。
5	那覇	その他	その他の起因物	社会福祉施設	3月下旬	40歳台	1～9	新型コロナウイルスり患によるもの。
6	名護	崩壊・倒壊	その他の仮設物、建築物、構築物等	港湾荷役業	5月下旬	60歳台以上	1～9	同僚と２名で倉庫の鉄扉を閉めていた際に、扉が倒れ下敷きとなった。
7	那覇	激突	締固め用機械(ローラー)	道路建設工事業	6月下旬	50歳台	10～29	被災者がローラーを運転し締固め作業を行っていた際に、ローラーを後退したところ、切梁が後頭部に激突した。
8	八重山	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	7月上旬	50歳台	1～9	建物の基礎のコンクリート打設補助作業後、昼休憩中に体調が悪化して救急搬送され、熱中症と診断された。
9	沖縄	激突され	建築物・構築物	警備業	7月中旬	60歳台以上	100～299	ふ頭のゲートにおいて、門扉中央付近で被災者が倒れているところを発見された。
10	那覇	爆発	炉、窯	クリーニング業	10月中旬	50歳台	50～99	焼却炉内で爆発が発生したことにより、焼却炉の扉が開き、当該扉が被災者に激突した。
11	沖縄	墜落・転落	作業床・歩み板	その他建設業	11月下旬	50歳台	1～9	ヤード内に設置されたパイプ棚の前で被災者が倒れているところを発見された。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

令和４年　署別労働災害発生状況

沖縄労働局

署別・局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	局計対令和２年比較	
							増減数（人）	増減数（%）
令和4年2月末累計	(0) 60	(0) 50	(0) 20	(0) 9	(0) 15	(0) 154		
令和3年2月末累計	(0) 57	(0) 38	(0) 10	(0) 2	(0) 6	(0) 113	41	36.3%

（注）1. 労働者死傷病報告により作成したもの。　2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。　3.「▽」は減少を示す。

※業種別等の発生状況については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。

災害事例　車両積載型移動式クレーンで鉄板を荷台に積み込む作業中、鉄板がフックより外れて落下



発生状況

この災害は、車両積載型移動式クレーンを使用して鉄板を車両の荷台に積載する作業中に、鉄板がフックより外れて落下し補助作業をしていた作業者に激突したものである。

この会社は、貨物の運送事業を行っており、当日、運行管理者である被災者は、作業者Aに対し、鉄板(6.1m×1.5m×20mm 質量約1.76t)の回収作業を行うとの説明をしたのち、車両積載型移動式クレーン(つり上げ荷重2.93t、定格荷重1.55t)を使用して作業を開始した。

作業は、作業者Aがクレーンの運転及び玉掛け作業を行い、被災者が荷を支える等の補助作業を行っていたが、途中で荷が動揺したため鉄板の穴からフックが外れて落下し、鉄板が被災者の方向に倒れた。

鉄板への玉掛けは、フック付きワイヤロープのフックを鉄板に設けてある穴に掛ける方法で行ったが、鉄板には2個の穴があったものの玉掛け用ワイヤロープが1本しかなかったため、1点つりで行った。なお、フックには外れ止めがついておらず、クレーンの定期自主検査(年次)は行われていたが、過負荷を防止する安全装置は付いていなかった。

また、玉掛け及びクレーンの運転をしていた作業者Aは、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習を修了していたが、運行管理者である被災者はどちらも修了してはいなかった。

なお、作業の途中、アウトリガーの下に敷いた角材が2度にわたり破損しており、その都度つり荷の動揺も認められた。

原　因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

1　作業計画が不十分であったこと

移動式クレーンによる作業を行う前に、移動式クレーンの能力、玉掛け用具の数、作業方法、作業者の配置等についての作業計画の検討がなされていなかった。

とくに、フックに外れ止めが付いていない玉掛け用具(フック付きワイヤロープ)を使用したほか、フックの荷への掛りを十分に確認しなかった。

2　不適切な玉掛け用具を使用したこと

鉄板には2個の穴があいていたが、現場にはフックの外れ止めがない玉掛け用具を1本しか持ってきていなかったため、1本つりとした。

3　荷振れがあったのに作業を継続したこと

作業の途中で、アウトリガーの下の敷角の破損などによって荷振れが認められたのに、被災者を荷の側に位置させたまま作業を継続させた。

対　策

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

1　作業計画を定め作業者に徹底すること

移動式クレーンによる作業については、荷重や作業半径に応じた能力、地盤に応じた鉄板等の敷設の要否、適正な玉掛け用具の種類と数などを含めた作業計画と安全な作業方法を定め、関係者に周知徹底する。(クレーン則第66条の2)

2　適切な玉掛け用具を使用すること

玉掛け用具には、つり荷の種類、質量に応じた強度を有する適切なものを選定し、安全に荷を移動するために必要な長さ、本数を用意する。また、フックには必ず外れ止めが付いているものを使用する。また、一点つりを禁止し、必要な場合には介添えロープを使用する。(クレーン則第66条の3)

3　安全衛生教育を実施すること

移動式クレーンによる作業については、運転者及び玉掛け者の資格(免許、技能講習、特別教育)の有無を必ず確認するとともに、付近で作業を行う者などに対してあらかじめ荷の運搬作業における危険性、立ち入り禁止などに関する安全衛生教育を実施する。

また、資格を有する移動式クレーンの運転者及び玉掛け作業者についても定期的に能力向上教育を実施する。(クレーン則第67、68、74条)

業種：道路貨物運送業
事業場規模：16～29人
機械設備・有害物質の種類(起因物)：玉掛用具
災害の種類(事故の型)：飛来、落下
被害者数：死亡者数1人
発生要因(物)：防護・安全装置が不完全
発生要因(人)：省略行為
発生要因(管理)：欠陥のある機械、装置、工具、用具等を用いる

出典：「職場の安全サイト」（厚生労働省）
（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/sai_new210602.html）
労働災害事例NO. 101260を編集して利用

令和4年度 各地区「安全管理推進大会」について

例年どおり開催する予定です。

那 覇 地 区　6月2日（木）アイム･ユニバースてだこホール
中 部 地 区　6月9日（水）沖縄市産業交流センター
北 部 地 区　6月上旬開催予定
宮 古 地 区　6月上旬開催予定
八重山地区　6月上旬開催予定

講習会のご案内（令和４年６月分）

各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。

二次元バーコードからもご確認頂けます。

項　目	講習名	実施日・実施会場	受講料等（テキスト代他全て込み）
事　業　部（教習センター） (098) 979-7897 FAX 979-9975 那　覇　支　部 (098) 868-2831 FAX 869-1714 中　部　支　部 (098) 937-0162 FAX 937-0163	安全管理者選任時研修	6/2(木)～3(金) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会　員　16,350 円 非会員　21,850 円
	フォークリフト運転技能講習	6/6(月))～10(金) 学 うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	学 6/7(火)～8(水) 実 A班6/9(木)、B班10(金) うるマルシェ2階(うるま市前原)	17,010 円
	アーク溶接特別教育	6/16(木)～19(日) 学 うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) 実 那覇工業高校　機械科溶接実習室 (浦添市勢理客)	会　員　15,800 円 非会員　19,100 円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	6/20(月) 学 うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) 実 教習センター(うるま市州崎)	会　員　9,090 円 非会員　12,390 円
	低圧電気取扱者特別教育	6/21(火) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会　員　8,870 円 非会員　11,070 円
	玉掛け技能講習	学 6/27(月)～28(火) いちゅい具志川じんぶん館(うるま市川崎) 実 A班6/29(水)、B班30(木) 教習センター(うるま市州崎)	免除有　26,030 円 免除無　28,230 円
	職長・安全衛生責任者教育	6/29(水)～30(木) 沖縄建設労働者研修福祉センター3階 (浦添市牧港)	会　員　16,240 円 非会員　21,740 円
北　部　支　部 (0980) 54-4700 FAX 52-7004	危険予知訓練リーダー研修	6/15(水)～16(木) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会　員　16,170 円 非会員　19,470 円
	フォークリフト運転技能講習	6/27(月)～7/1(金) 学 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 実 ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	47,150 円
宮　古　支　部 (0980) 73-1455 FAX 73-6511	小型移動式クレーン運転技能講習	6/15(水)～17(木) 学 宮古建設会館　2階ホール 実 多目的広場(先嶋建設㈱資材置場)	二科目免除　24,105 円 一科目免除　26,305 円 免除無　28,505 円
八　重　山　支　部 (0980) 88-5355 FAX 88-5360	玉掛け技能講習	6/29(水)～7/1(金) 学 ㈱紫電舎　2階会議室 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	免除有　26,030 円 免除無　28,230 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

- 受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。
- 令和４年度の講習から「受講申込書」の様式が変更となりました。協会ホームページよりダウンロードすることが可能です。
- 緊急事態宣言等により、会場、日程を変更することがありますので、ご理解の程お願いいたします。
- 「講習会における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を定め実施しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



新規加入事業場のご紹介（3 月 16 日～ 4 月 15 日）

協会支部名	事業場名	所　在　地
那　覇　支　部	合資会社沖縄実業	那覇市安里 1-8-4
北　部　支　部	株式会社さくら開発	名護市辺野古 360-58
宮　古　支　部	有限会社松島開発	宮古島市平良字下里 1379

※次の理事会にて承認予定

沖縄県労働基準協会だより
発行所／ 一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23　TEL：098-868-2826　FAX：098-869-1714
発行人／ 会長　古波津 昇　定価／ 1 部 50 円（会員の購読料は会費の中に含む）